

東陸マラソンクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本クラブは東陸マラソンクラブと称す。

(事務局)

第2条 本クラブは主たる事務所を東京都渋谷区〇〇〇〇〇〇1-2-3に置く。

(目的)

第3条 本クラブはマラソンの普及、振興を図るとともに、市民ランナーの心身の健康づくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本クラブは第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. マラソン・ランニングの研究
2. マラソン・ランニングの指導
3. マラソン・ランニング大会及び練習会の開催
4. 機関紙等の刊行物発行
5. その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員・会友)

第5条 本クラブの会員・会友は第3条の目的に賛同する者とし、会友は総会においての議決権を有しない。

(入会)

第6条 本クラブに入会する者は所定の申込書に必要事項を記入のうえ、会費を添えて事務局に提出する。

(会費)

第7条 本クラブに会費は会員・会友とも年間1,000円とする。

(退会)

第8条 本クラブを退会する者は事務局に文書にて届出なければならない。

(資格抹消)

第9条 本クラブは次の事由に該当する者の会員資格を抹消することができる。

1. 退会届を提出した者
2. 会費を1年以上滞納した者
3. 本クラブの規約に違反した者
4. 本クラブの名誉を傷つけた者

第4章 役員

(役員)

第10条 本クラブに次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 2名
3. 会計 1名
4. 運営委員会 若干名
5. 監事 2名

(運営委員会)

第11条 代表は副代表、会計、運営委員とともに運営委員会を組織し、本クラブの運営にあたる。

(監事)

第12条 監事は会務ならびに会計を監査し、総会にその結果を報告する。

(役員を選出)

第13条 役員は総会において会員のなかから選出する。

第5章 総会

(総会)

第14条 本クラブの審議、決議機関は総会とする。

第15条 総会は次の事項にしたがって開催する。

1. 定例総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催する。
2. 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。
3. 総会の決議は出席者の過半数の賛成により成立し、賛否同数の場合は議長が決する。
4. 総会は次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告、および決算報告
 - (2) 事業計画、および予算案
 - (3) 役員を選出
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他必要事項

第6章 会計

第16条 本クラブの運営経費は会費、寄付金をもってあてる。

第17条 本クラブの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第18条 本クラブの解散は総会において出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

第8章 補則

(付則)

1. 本規約は平成6年4月1日から施行する。